

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	クラスタ弾に関する条約締約国会議等分担金	種別	分担金	30年度 予算額	3,258千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際連合欧州本部						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：クラスタ弾とは、複数の子弾が収束しているもので、戦闘機等から投下・発射されると子弾が散布され、広範囲の目標に損害を与える兵器。クラスタ弾の子弾は、湿地に落ちたり、木や建物などに引っかかるなどして不発弾化し、又は元の性能が低く不発弾となる可能性が極めて高いため、文民への無差別の被害や復興・開発の妨げになるなどの問題を引き起こしている。クラスタ弾に関する条約（Convention on Cluster Munitions: CCM）は、このような弊害を引き起こすクラスタ弾の廃絶を目指して、有志国やNGO等が中心となって進めた所謂「オスロ・プロセス」を通じて策定され、2010年8月に発効した。クラスタ弾の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止するほか、貯蔵されているクラスタ弾の廃棄、クラスタ弾残存物の廃棄等を締約国に義務づけ、また被害者支援を含む国際的な協力及び援助について規定することで、クラスタ弾によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とする。2018年5月現在、締約国・地域数は103。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：CCMの規定に基づき、毎年締約国会議（CCM第11条）又は検討会議（5年に1度、第12条）のいずれかが開催されており、その会議開催に係る費用は締約国及び会議に参加した非締約国が負担する（第14条）。本件拠出は、この規定に基づく会議費のみに充てられる。会議では、条約のこれまでの成果と今後の課題、及びその解決に向けた取組に関する議論が行われており、会議での議論を通じて、クラスタ弾の禁止に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。</p> <p>なお、日本を含む締約国等からの拠出金は、国際連合欧州本部に支出されるが、実際に用途の決定を行うのは、条約の事務局機能を担うCCM履行支援ユニット（以下、ISU）である。ISUは効率性を追求した結果、定員を2.5名（注：構成については以下4参照）とした小規模な組織となっており、国連欧州本部がロジスティック面の支援を行っている。（ただし、本件分担金は会議開催経費であり、ISU活動経費は含まれていない。）</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<p>・CCMでは、クラスタ弾によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させるため、締約国に対し条約上規定するクラスタ弾を全面的に禁止する義務を課し、この条約の普遍化を促進することを奨励し、これらの履行状況を含む条約の運用及び締結状況等を検討するために5年に1度検討会議を開催することを規定している。直近では、2015年9月にクロアチアにおいて第1回検討会議が開催され、会議の成果文書として、貯蔵クラスタ弾の廃棄、クラスタ弾残存物の除去、被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的な行動を記載した「ドゥブロヴニク行動計画」が採択された。2020年に開催が予定される第2回検討会議までの間、締約国は「ドゥブロヴニク行動計画」に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価する。2017年9月には、直近の会議である第7回締約国会議がジュネーブ（スイス）で開催され、第6回締約国会議から1年間の条約の進捗状況が報告された。</p> <p>・また、2016年に開催された第6回締約国会議（6th Meeting of the States Parties: 6MSP）では、締約国のコミットメントを謳う政治宣言である「6MSP政治宣言」が採択され、2030年までに締約国は各国に課せられている義務、及び条約に課せられた義務の履行を完了することを目指すとの政治目標が掲げられた。これらの成果文書は、条約締約国だけでなく、クラスタ弾を含む不発弾対策分野にかかわる国際機関やNGOにとっての活動指針となっている。</p> <p>・CCMの目的は、「持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ」と深く関わっており、クラスタ弾残存物の除去による土地の開放は目標1（貧困）、2（飢餓）、3（保健）、4（教育）、6（水・衛生）、11（都市）、16（平和・公正）と、被害者支援は目標1、3、4、8（成長・雇用）、9（イノベーション）、10（不平等の是正）、16と、国際協力案件として実施される危険回避教育は目標1、2、3、4、6、11、16に直接的に貢献するものであり、また、貯蔵クラスタ弾の廃棄は目標5（ジェンダー）、16に間接的に貢献している。</p> <p>・2017年、7月にベナン、2018年3月にスリランカが条約を締結し、締約国・地域数は103となった。</p> <p>・第7回締約国会議において、フランスが貯蔵していたクラスタ弾の廃棄義務（第3条）の履行を完了した旨を宣言した。同会議での報告によれば、締約国のうち39か国がクラスタ弾を貯蔵していたが、内29か国が廃棄を完了した。国際NGOの報告によれば、これまで締約国が廃棄したクラスタ弾は合計約140万個、子弾は1億7,500万個以上である。</p> <p>・同会議において、モザンビークがクラスタ弾残存物の除去及び廃棄義務（第4条）の履行を完了した旨を発表した。国際NGOの報告によれば、クラスタ弾残存物の除去活動等により、2016年の1年間で、88km²の土地が開放され、14万個以上のクラスタ弾残存物が廃棄された。</p> <p>・国連総会では、2015年以降クラスタ弾に関する条約の履行に関する決議（A/RES/72/54）が提出されており、2017年も採択され、クラスタ弾に起因する問題に対する</p>						

	<p>国際的な議論の促進に貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCMは、締約国会議、検討会議での議論やその他の活動についてウェブサイトを通じて、積極的に対外発信を行っている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント（声明）や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。 ・地雷問題やクラスター弾を含む不発弾対策分野に携わる他の国際機関としては、国連地雷対策サービス部（UNMAS）、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、赤十字国際委員会（ICRC）、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター（GICHD）等が存在するほか、オスロ・プロセスを主導したクラスター爆弾連合（CMC）等の国際NGOがあるが、CCMでは、これらの諸機関に対してもオブザーバーとして会議に参加することを認めており、条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。また、締約国だけでなく、国際機関やNGOがそれぞれの立場から、今後の課題への対処等に関する意見を述べることで、条約の着実な履行を確保している。 ・対人地雷の廃絶を目的とする対人地雷禁止条約（1999年発効）は、CCMの双子の条約とも呼ばれており、規制対象とする兵器は異なるものの、規制内容や条約上の制度が似ている。特に両条約とも、国際的な協力及び援助を規定し、被害者支援を積極的に推奨している点は、グッド・プラクティスの共有等による相乗効果が期待できる分野である。 ・日本は、締約国会議及び検討会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加するとともに、日本の取組について発信している。2017年に開催された第7回締約国会合においては、一般討論、普遍化促進、国際協力・支援、被害者支援の各分野でステートメントを実施して、前回会議（2016年）以降の条約履行の日本の取組をアピールするとともに、義務の履行が進んでいない締約国に対し条約の遵守を呼びかける等の発言を行った。
<p>2 組織・財政マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計監査委員会（BOA）、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連内部監査部（OIOS）、報告・提出月：2017年12月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年2月（2016年度）（2017年の報告書は2019年請求書発出時に送付される予定。） ・余剰金又は不足金が発生した場合には、調整された国連分担率に基づき各締約国に還元され、次年度の請求額と相殺される。 ・分担金の支払いが遅延している締約国が多数あり、開催経費が不足していることについて、支払いを実施している締約国と国際機関、ISU等は現状を憂慮している。国連欧州本部は、分担金支払い状況をウェブサイトで公開し、延滞国に対してすみやかな支払を促す措置を行ったところ、一部の延滞国が支払に転じており、今後もその効果が期待されている。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、日本の安全保障と国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。また、普遍的価値の共有と平和で安全な社会の実現は日本の開発協力の重点課題の一つである。CCMはクラスター弾の廃絶及び被害者支援を推進し、国際協調を促し、さらに各締約国においてクラスター弾の廃棄を義務付ける枠組みであることから日本の重要課題を遂行するにあたり重要であり、かつ条約発効から現在に至るまで実績を上げており有用な枠組みである。本件分担金を拠出することは、クラスター弾に起因する問題の解決に不可欠な役割を果たすCCMの効果的な運用の確保につながるもので、条約上の義務というだけでなく、軍縮・不拡散の促進に資するものである。なお、本件分担金による直接の成果は、上記1のとおり。 ・CCMの締約国会議、検討会議、その他の非公式会議等の関連会議においては、すべての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGOを含む市民社会が参加する全体会議の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席するすべての代表団に与えられており、締約国の同意がコンセンサスで得られれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。 ・議長や各調整役の委員は、締約国が立候補し、締約国会議（又は検討会議）で承認を受けて就任するものであり、会議での承認を得られれば、日本も議長又はその他の委員に就くことはシステム上可能となっている。 ・日本は従来からクラスター弾がもたらす人道上の懸念を深刻に受け止め、被害国のクラスター弾を含む不発弾の処理に貢献するとともに、CCM作成過程においても、すべての会議に参加し、実効性のある国際約束を作成することに積極的に関与してきた。 ・軍縮・不拡散を実質的に促進させるためにはより多くの国が同じ目標に向かって努力することが重要であり、地雷・不発弾対策の分野においても、本条約が機能して、条約の規定に基づく各国の貯蔵クラスター弾の廃棄等の義務の履行や国際的な協力・支援を促進していることは、クラスター弾を含む不発弾による問題の解決に極めて大きな

	<p>意義を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CCM の各会議は、NGO、NPO を含む市民社会がオブザーバーとして参加することが認められている。また、日本の NGO もメンバーとなっているクラスター弾連合（CMC）は毎年会議に参加しており、第7回締約国会議（2017年）でも各議題においてステートメントを実施するなど積極的に参加している。 ・ 会議に参加する NGO 等が希望した際には、会議期間中にサイドイベントを開催することが可能であり、組織の取組を紹介、アピールする機会を設けることができる。 ・ 日本は CCM の締約国として、貯蔵クラスター弾の廃棄や国内法の制定、毎年の年次報告書の提出など、条約が規定する義務を直実に履行しており、また条約が奨励する国際協力・支援や普遍化促進のための働きかけを積極的に行っている。 ・ 2017年8月の国際 NGO の報告によれば、2012年から2016年の5年間における被害者支援や危険回避教育を含めた地雷・不発弾分野への日本の貢献は、米国、EUに次ぐ世界第3位の規模である。CCMでは、使用や開発の禁止や貯蔵クラスター弾残存物の汚染地の除去を規定するだけでなく、除去活動の協力や被害者への支援を奨励しており、日本の取組は高く評価されている。 													
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)							
<table border="1" data-bbox="206 564 2188 619"> <tr> <td data-bbox="206 564 490 619">103</td> <td data-bbox="490 564 775 619">2.5</td> <td data-bbox="775 564 1055 619">0</td> <td data-bbox="1055 564 1339 619">0</td> <td data-bbox="1339 564 1624 619">0%</td> <td data-bbox="1624 564 1908 619">0</td> <td data-bbox="1908 564 2188 619">0</td> </tr> </table> <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本を含む締約国等からの拠出金は、国際連合欧州本部に支出されるが、実際に使途の決定を行うのは、条約の事務局機能を担う CCM ISU であるため、ここには CCM ISU の日本人職員・ポストの状況等を記載している。ただし、本件分担金は会議の通訳・文書翻訳等の会議開催経費であり、ISU 活動経費は別途任意拠出金によって賄われている。 ・ CCM ISU の定員は2.5人であり、事務局長を含む2名がフルタイム勤務、0.5名がパートタイム勤務の形態をとっている。 ・ ISU 活動経費は任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が2.5人となっている。定員数が極めて小さく、また現時点で空席がないために日本人の採用が困難となっている。 ・ 拠出先は、締約国会議の決定に基づいて最小限度の人員(2.5人)で運営する機関であり、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1相当以上)のポストが存在しない。 								103	2.5	0	0	0%	0	0
103	2.5	0	0	0%	0	0								
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	締約国会議（又は検討会議）議長と ISU の間で行われる協議を経て、次年度の会議開催日程案及び予算案が作成される。例年9月に開催される締約国会議・検討会議に先だって、締約国に対してその日程案と予算案が提示される。締約国会議（又は検討会議）において、議長国又は ISU 事務局から説明があり、要すれば検討の上、締約国によって日程案と予算案が承認される。												
	DO	締約国会議(又は検討会議)で決定された活動計画及び予算案について、国連分担率を基に調整された分担率に基づき、締約国及び会議参加国に国連欧州本部が支払請求書を発出する。支払請求書の発出タイミングによるが、日本では例年新年度が開始して間もなく分担金を拠出する。日本を含む各国から拠出された分担金と合わせ、議長国と ISU のイニシアティブに基づき使途（会議場や会議運営業者の決定等）を決定しつつ、前回会議の決定に従い会議を開催する。												
	CHECK	国連の監査規定に従い、外部監査機関が財政状況・運営を監査。また、前年の決算内容については、国連欧州本部が決算報告書を作成し、締約国及び会議参加国へ文書で報告する。分担金の拠出国は、内容に疑義があれば、国連欧州本部内の財政部に照会し、回答を求めることができる。また、問題点があれば締約国会議（又は検討会議）において提起することが可能。日本側からも、外務本省及び（又は）現地（軍縮会議日本政府代表部）の職員を締約国会議（又は検討会議）に派遣し、より効率的な運用に向けた検討に参加している。												
	ACT	ISU は、監査結果及び締約国から指摘された問題点等を受け、次年度の議長国等と適宜協議しつつ、会議開催に係る運営の改善及び拠出の運用改善を行う。 ・ 日本からの分担金は、会議開催経費用を調整された国連分担率に基づいた割合で請求されたものであり、会議開催経費として一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。												
担当課室名	通常兵器室													